建築設計業務委託及び建築工事監理業務委託の契約書式の追加について

建築士法等の一部を改正する法律(平成26年法律第92号)が平成27年6月25日に施行され、国土交通省及び栃木県においては、建築設計業務委託契約書等の一部を改正し、同日以降に締結される契約から適用することとしています。

これまで本市では、建設工事関連コンサルタント業務(測量業務、建築関係 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び土 木関係建設コンサルタント業務)は、同一の契約書を使用していましたが、こ の度の改正を受け、建築設計業務委託及び建築工事監理業務委託用の契約書式 を追加しました。

平成27年6月25日以降に締結する対象業務の委託契約から新様式の契約書を使用することとなりますのでお知らせします。

○対象業務

平成27年6月25日以降に締結する本市発注の全ての建築設計業務及び 建築工事監理業務

- ○契約書の作成・提出
 - ①契約書は「設計業務等委託契約書(建築設計・建築工事監理別紙あり)」を 使用します。
 - ②契約書及び建築士法の規定により記載すべき事項の別紙を作成し、契約書鏡、約款、別紙の順に並べて一緒に袋綴じします。
 - ③業務担当課に別紙の確認を受けてから契約検査課に契約書を提出します。
- ○これまでの契約書との違い
 - ①契約書鏡に6を追加
 - ②約款の後に別紙を追加
 - ※契約書約款は同じ
- ○問い合わせ

那須塩原市総務部契約検査課(電話0287-62-7114)

建築士法の規定により記載すべき(変更)事項

1 対象となる建築物の概要

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

2 業務委託の種類、内容及び実施方法

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

3 業務の実施期間

契約書本文に示すとおりとする。

4 設計業務において、作成する成果物等(成果図書及びその他の成果物)

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

※設計業務委託の場合。

5 監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

※工事監理業務委託の場合。

6 設計又は工事監理に従事することとなる受注者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

【氏名】:				
【資格】: ()建築士	【登録番号】		
【氏名】:				
【資格】:()建築士	【登録番号】		
(建築設備の設計 (工事監理) に関し意見を聞く者)				
【氏名】:				
【資格】:建築設備士 【登録番号】				

*設計に必要となる構造設計及び設備設計一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格についても記載する。 *元請けの建築士事務所に所属する建築士等(記名・押印を行う者)について記載する。

7 設計又は工事監理の一部の委託先

本約款第7条(一括再委託等の禁止)の規定による。

8 業務委託料の額及び支払の時期

(1)業務委託料

契約書本文に示すとおりとする。

(2) 支払時期

本約款第32条(業務委託料の支払)の規定による。

9 契約の解除に関する事項

本約款第42条 (発注者の解除権)、第43条 (談合その他の不正行為による解除)、第44条、第4 5条 (受注者の解除権)、第46条 (解除の効果)及び第47条 (解除に伴う措置)の規定による。

10 受注者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所	
の 名 称	
建築士事務所	
の 所 在 地	
区 分	(一級、二級、木造) 建築事務所
開設者の氏名	(開設者が法人の場合は法人名称及びその代表者の氏名)

※受注者が共同企業体を結成している場合には、構成するすべての建築事務所について記載すること。

別紙

建築士法の規定により記載すべき(変更)事項

1 対象となる建築物の概要

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

2 業務委託の種類、内容及び実施方法

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

3 業務の実施期間

契約書本文に示すとおりとする。

4 設計業務において、作成する成果物等(成果図書及びその他の成果物)

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

※設計業務委託の場合。

5 監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

本約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

※工事監理業務委託の場合。

6 設計又は工事監理に従事することとなる受注者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

【氏名】: 〇〇 〇〇					
【資格】:	(〇〇)建築士	【登録番号】	0000000		
【氏名】:					
【資格】:	() 建築士	【登録番号】			
(建築設備の設計 (工事監理) に関し意見を聞く者)					
【氏名】:					
【資格】: 建	上 築設備士 【登録番号	클 】			

*設計に必要となる構造設計及び設備設計一級建築士が関与する場合は、その氏名及び資格についても記載する。 *元請けの建築士事務所に所属する建築士等(記名・押印を行う者)について記載する。

7 設計又は工事監理の一部の委託先

本約款第7条(一括再委託等の禁止)の規定による。

8 業務委託料の額及び支払の時期

(1)業務委託料

契約書本文に示すとおりとする。

(2) 支払時期

本約款第32条(業務委託料の支払)の規定による。

9 契約の解除に関する事項

本約款第42条 (発注者の解除権)、第43条 (談合その他の不正行為による解除)、第44条、第4 5条 (受注者の解除権)、第46条 (解除の効果)及び第47条 (解除に伴う措置)の規定による。

10 受注者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所	0000000
の名称	
建築士事務所	0000000
の 所 在 地	
区 分	(一級、二級、木造) 建築事務所
開設者の氏名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※受注者が共同企業体を結成している場合には、構成するすべての建築事務所について記載すること。

契約検査課提出前に業務担当課の確認を受けてください。